

# 追加資料1

## ○生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

### (1) 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
第7条 略	第7条 略  <u>(専門官)</u> <u>第7条の2 必要に応じ、専門官を置くことができる。</u> <u>2 専門官は、上司の命を受け、その属する所管の専門的事項を処理する。</u>

### (2) 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案																
(職員の職) 第3条 生駒市教育委員会の事務局の職員の職の設置については、次のとおりとする。	(職員の職) 第3条 生駒市教育委員会の事務局の職員の職の設置については、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士</td> </tr> <tr> <td>技能職員</td> <td>主任、技能員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	事務職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員	技術職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士	技能職員	主任、技能員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>部長、参事、次長、<u>専門官</u>、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>部長、参事、次長、<u>専門官</u>、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士</td> </tr> <tr> <td>技能職員</td> <td>主任、技能員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	事務職員	部長、参事、次長、 <u>専門官</u> 、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員	技術職員	部長、参事、次長、 <u>専門官</u> 、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士	技能職員	主任、技能員
区分	職																
事務職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員																
技術職員	部長、参事、次長、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士																
技能職員	主任、技能員																
区分	職																
事務職員	部長、参事、次長、 <u>専門官</u> 、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、事務員																
技術職員	部長、参事、次長、 <u>専門官</u> 、課長、所長、館長、課課長、分館長、室長、課長補佐、副所長、副館長、主幹、係長、指導主事、主査、主任、主事、技師、技術員、栄養士																
技能職員	主任、技能員																